

## ○富津市ホームページ広告掲載に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富津市広告事業実施要綱（平成30年富津市告示第83号。以下「要綱」という。）第4条第5号の規定に基づき、市が管理する富津市公式ホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 市が運営するインターネット上のホームページをいう。
- (2) 広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先Webページ内容の範囲は、要綱第3条及び富津市広告事業実施基準（平成30年富津市告示第84号）の規定に準ずるものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横150ピクセル
- (2) 容量 4キロバイト以内
- (3) 形式 GIF又はJPEG（アニメーションGIFは不可）

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、1枠当たり1箇月5,000円とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1箇月を単位とし、12箇月を限度とする。

(広告掲載の停止等)

第7条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止する可能性があることをあらかじめ承諾するものとする。

- (1) 市のサーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改修等に伴う停止
- (2) 火災、地震、水害、落雷等の天災のほか、悪意を持つ第三者によるサーバその他市のコンピュータへの不正アクセスによる停止

- 2 市は、前項の規定により広告を掲載できないときは、広告掲載料を返納することができる。
- 3 市は、広告を掲載できなかったことにより広告主に生じるいかなる損害についても、広告掲載料の返納以外の責めを負わないものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、別に定める。